

令和5～7年度 那覇エコアイランド電力設備保守点検業務委託(長期継続契約) 契約書

那覇市・南風原町環境施設組合(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間に、令和5～7年度 那覇エコアイランド電力設備保守点検業務(長期継続契約)(以下「保守点検業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

(業務の委託)

第1条 甲は保守点検業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(業務の内容)

第2条 乙は、法令規則等で定めた基準及びこの契約書並びに「令和5～7年度 那覇エコアイランド電力設備保守点検業務委託(長期継続契約)仕様書」で定めた内容に基づき保守点検業務を実施し、故障を未然防止するように努めなければならない。

(委託料)

第3条 委託料の総額は、〇,〇〇〇,〇〇〇円(内、消費税〇〇〇,〇〇〇円)とする。

(内訳)

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 〇〇〇,〇〇〇円(消費税込み)

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 〇〇〇,〇〇〇円(消費税込み)

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 〇〇〇,〇〇〇円(消費税込み)

- 2 委託料の支払いについて、乙は履行期間終了時に業務報告書等を添付して甲へ請求するものとする。甲は請求内容が適正であると認めたときは、請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(履行期間)

第4条 保守点検業務の履行期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの長期継続契約とする。

(異常時の処置)

第5条 乙は、保守点検業務の対象に異常が生じたときは、24時間体制でただちに適切な処置を行わなければならない。

(報告及び検査)

第6条 乙は、定期保守点検または異常時の処置等を行った後、速やかに甲に対し報告書を提出するものとする。

- 2 乙は、甲が必要とする保守点検業務に関する検査に立会い、検査係員への説明を行わなければならない。
- 3 前項の報告及び検査に、甲または検査係員が不合格とし補正を命じた場合、乙は速やかに補正を行い、補正後は補正完了の報告を行い、甲または検査係員の再検査を受けるものとする。

(損害賠償)

第7条 保守点検業務に関し、乙の過失により甲または第三者に損害が生じた場合は、乙は甲または第三者に対し、速やかにその損害の賠償を行うものとする。

(下請けの禁止)

第8条 乙は、保守点検業務を他に行わせず自ら行うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、第1条の規定にかかわらず契約を解除することができる。

る。

- (1) 乙にこの契約に定める義務の不履行又は不正の行為があったとき。
- (2) 乙に業務能力がないと認められるとき。
- (3) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (4) 保守点検業務の対象が、甲乙の過失によらずに使用不能となったとき。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第10条 この契約は、那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第1項第2号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日が属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙は、前項に伴う契約の変更又は解除により損失が生じるときは、甲にその損害賠償を請求することができるものとする。この場合における損害賠償額は、甲乙協議により定める。

(協議)

第11条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、またはこの契約書に定めている事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和5年 4月 1日

甲 南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 覚

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○